

2025 年 11 月

フェアコンサルティンググループは、世界 20 国/地域・36 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。そのうち、東南アジア・インド・オセアニア各国の情報を本ニュースレターにてお届けします。現地の情報収集目的などにご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。（五十音順。国名をクリックすれば該当ページへ飛びます。）

[インド](#)、[インドネシア](#)、[オーストラリア](#)、[シンガポール](#)、[タイ](#)、[ニュージーランド](#)、[フィリピン](#)、[ベトナム](#)、[マレーシア](#)



インド

インドにおける支店またはプロジェクトオフィスの設置要否

インド進出を検討する際「どのような形態で進出するのが良いか」で悩まれる方は多いと思います。今回は、日本本店がインドで据付および組立工事を行うケースを想定し、支店（Branch Office, BO）とプロジェクトオフィス（Project Office, PO）の特徴と設立要件について整理します。

支店（Branch Office, BO）

BO は、外国企業が海外で自らの販売活動などの一定の営業行為を行うために設置する営業拠点です。ただし、その活動内容は限定的であり、以下の業務に限られます。

- 商品の輸出入
- 専門的サービス・コンサルティングサービスの提供
- 本店が提供する業務に関する調査
- 本店等とインド会社間における技術的・金融的コラボレーションの推進
- インドで本店を代表し、販売・購買の拠として活動
- インドにおいて IT、ソフトウェア開発業務の提供
- 本店が供給する製品に関する技術支援
- 外国航空会社、船舶会社の代表

一方で、インド国内での製造活動や借入による資金調達は認められていません。

プロジェクトオフィス（Project Office, PO）

PO は、外国企業がインドで建設工事・プラント建設など特定のプロジェクトを遂行するために設置する拠点です。BOと同様に「事業活動のためのオフィス」である点は共通しますが PO は特定プロジェクトに限定して設立され、完了後に閉鎖される点が大きな違いです。

また、BO のような事前認可（RBI 承認）が不要な場合があり、一定の条件を満たせば自動承認ルート（Automatic Route）により開設が可能です。

設立要件（FEMA 規則に基づく）

- インド企業またはインド政府・公共機関との間で「プロジェクト契約」が締結されていること。
さらに、プロジェクトが政府当局の承認を要する契約（建設、インフラ、エネルギー関連など）である場合は必要な許可が取得済みであること。
- 以下のいずれかの資金調達条件を満たすこと。
 - 親会社からの送金によりプロジェクト資金を賄う
 - 国際金融機関（例：世界銀行等）からの融資によって資金を賄う
 - インド側の発注企業が銀行等からのタームローンを受け、その資金でプロジェクト費用を支払う

どちらの形態を選ぶべきか

日本本店がインドで据付・組立工事を行う場合、「インド外為管理法（FEMA）」と「日印租税条約」の両面から検討が必要です。

（1）租税条約の観点（恒久的施設＝PE 判定）

日印租税条約第 5 条第 3 項では、建設・据付・組立工事が 6 か月を超える場合、インドに恒久的施設（Permanent Establishment, PE）が認定されると定められています。

PE が認定されると、日本本店はインドで法人税納税、申告義務を負います。

例：工事期間が 8 か月 → インドで PE 認定 → 日本本店にインド法人税納税、申告義務が発生

（2）外為管理法（FEMA）の観点

FEMA 上、外国企業がインドでプロジェクト（工事契約）を遂行する場合、原則として PO 設置が必要とされています。前述の要件を満たせば、RBI（インド準備銀行）の自動承認ルートで設立可能です。

まとめ

区分	租税条約上の扱い	FEMA 上の扱い	推奨対応
据付・組立工事が 6 か月以内	PE とならず、インド法人税課税なし	原則 PO 必要、ただし契約内容・実態により不要の場合もある	本店工事対応のみで可
据付・組立工事が 6 か月超	PE 認定 → 法人税課税対象	原則 PO 設置が必要	PO 設立 + 税務登録
複数の工事・継続的業務を実施	継続的 PE の可能性あり	恒常的拠点として BO 検討	BO 設立検討

以上



Fair Consulting India Pvt. Ltd.

Unit No.138, 139 & 140 , 1st Floor, JMD Mega Polis, Sector 48, Sohna Road, Gurgaon,
Haryana 122-002 INDIA

Tel : +91 124 410 2637

岩瀬 雄一（日本国公認会計士） y.iwase@faircongrp.com

インドネシア

1. 経済・社会ニュース

【インドネシア銀行、2026 年度の経済成長率を 5.3%、平均インフレ目標を 2.62%に設定】

インドネシア中央銀行（BI）は、世界的な景気減速を踏まえた現実的な前提の下、年次予算計画（RATBI）において 2026 年度の経済成長率を 5.3%と予測した。政府目標である 5.4%をわずかに下回るものの、金利引下げや流動性供給拡大などの金融緩和措置を織り込んだ試算であり、同行の統計および各種調査に根拠を置くものである。また、財政刺激策の迅速な実施や政府支出の前倒しが進む場合には、より高い成長達成も可能であると指摘している。2026 年度見通しは、2025 年度の 5.1%目標からの改善を示し、金融政策・マクロブレンデンシャル政策・財政政策の協調により持続的成長が支えられるとみられている。

一方、BIは2026年度の平均インフレ目標を2.62%と設定し、2025年度の2.50%をやや上回る水準としたが、同行の公式目標レンジである 2.5%±1%の範囲内に収まっている。経済基盤の安定性やデジタル化の進展による効率化効果により輸入インフレは落ち着いて推移すると見込まれ、中央・地方のインフレ対策チームによる協調的取組や「国家食料管理運動」の継続を通じて、食料価格の変動も引き続き抑制されると予測されている。

【2026 年度向け自動車産業優遇の新枠組み】

インドネシア工業省は、国内自動車産業の需要減退と世界市場の不確実性に対応するため、2026 年度の財政パッケージに向けた新たな優遇案を最終化しており、近く経済省調整庁へ提出する方針である。当該対策は、コロナ期の措置に近い設計としつつ、需要喚起、生産稼働率の維持、雇用保全、投資継続の確保を目的とするものであり、製造業 GDP・輸出・雇用における同産業の高い寄与度を踏まえた政策介入と位置付けられている。また、低排出車政策および電動化戦略との整合性を重視し、既存の電動二輪車補助金や EV 関連税制支援の改善・継続も視野に入れ、国内サプライチェーン強化と競争力維持を図る構想である。

【電子商取引に対する PPh22 課税の施行延期方針】

財務省の指示に基づき、全国経済成長率が現行の前年比約 5%から持続的に 6%へ到達するまで施行を見送る方針の下、インドネシア財政当局は、電子商取引プラットフォーム上のオンライン事業者に対する 0.5%の PPh22（源泉徴収型所得税）課税について、2025 年規則で定められた当初スケジュールから更に延期することを明確にした。電子商取引業界団体は、デジタル領域の中小零細企業が依然として適応期間を要する実情を踏まえ、当該延期を、過度な負担を回避しつつ税制運用の実効性を確保する政府姿勢として歓迎している。

【インドネシア運輸省、2027 年より国際線における持続可能航空燃料（SAF）使用を義務化】

インドネシア運輸省は、2027 年から同国へ到着するすべての国際線に対し、政府のネット・ゼロ・エミッション達成計画の一環として、少なくとも 1%の持続可能航空燃料（SAF）の使用を義務づける方針を発表した。本政策は、より環境負荷の低い航空燃料への移行を進める国際的な動向を反映したものである。実施支援のため、国営石油会社プルトミナ社は使用済み食用油を原料とする SAF の開発を進めており、これにより国際線を運航する国内航空会社の法令遵守が容易になると見込まれている。

【IKN における土地権利スキームの見直しと投資環境への影響】

インドネシア憲法裁判所(MK)は、新首都 Nusantara（IKN）区域における最長 190 年の土地権利スキームを無効とし、HGU・HGB・Hak Pakai を初回付与と再付与の 2 段階（2 サイクル）でまとめて極めて長期に与えるように見える「二サイクル方式」を事実上の超長期付与を生む仕組みとして廃止する判断を下した。これにより、IKN における土地権利の期間は、全国的一般規定に基づく上限へと回帰し、より明確な評価プロセスの下で運用されることとなった。政府は、現在進行中の投資案件についても、新たな枠組みに沿って適切に調整される限り継続可能であるとしており、IKN 庁および関係省庁との間で技術的規制の整合化を速やかに進める方針を示している。本件決定は、資源管理に関する憲法第 33 条の趣旨に適合し、公正性、透明性、地域社会の保護を一層強化する枠組みと位置付けられている。最終的に政府は、本判断が法的安定性を高め、IKN における投資環境の健全性を支えるものになるとの見解を示している。

以上

PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

TEL : +62 21 570 6215

加藤 寛 (日本国公認会計士) hi.kato@faircongrp.com

Pahala Alexandra Lumbantoran (Alex, コンサルタント) alexandra@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/ZnNuGrKXb4U>

<https://youtu.be/cIMdKloIMSI>



オーストラリア

1. 12月決算会社における国別報告制度 (CBCR) に関する提出期限自動延長

2025年11月18日、オーストラリア国税庁 (Australian Taxation Office : ATO) は、2024年12月決算会社に係る国別報告制度 (Country-by-Country reporting : CBCR) の提出書類 (注1) に関して、本来の提出期限である2025年12月31日から**2026年1月30日に延長**することを発表しました。これは、年末休暇 (クリスマス) 期間に配慮されたもので、昨年度と同様の措置となります。この期限延長は**自動的に適用**され、会社側から延長申請を行う必要はありません。

(注1) ローカルファイル (Local file) 、マスターファイル (Master file) 及び国別報告書 (CBC report)

2. クリスマスパーティー等におけるフリンジベネフィット税 (FBT) の免除

47%と高い税率が課されるフリンジベネフィット税 (FBT) ですが、特定の場合に免除を受けることができます。本稿ではクリスマスパーティー等における FBT の免除について概要を紹介します。

- 会社で開催されるクリスマスパーティーに係る費用は、一定の要件を充たす場合に FBT が免除となる可能性があります。
- 具体的には、接待飲食費について「50-50 split method」(注2) を採用していない場合、以下の条件を充たせば **FBT が免除**となります。
 - クリスマスパーティーの飲食に係る費用であること
 - 営業日**に提供されていること
 - 事業敷地内**で提供されていること
 - 現在の従業員**に対して提供されていること (従業員の家族や親戚等への提供は免除の対象になりません)



- 上記の他、パーティー費用やクリスマスギフト費用がそれぞれ従業員 1 人当たり 300 豪ドル未満の場合は、所定の条件を満たすことで **FBT を少額免除**することができる可能性があります。この少額免除は従業員だけでなく**従業員の家族や親戚等も対象**となります。なお、この 300 豪ドル未満か否かの判定は、パーティー費用とクリスマスギフト費用を合算せずそれぞれで行います。
- なお、FBT の対象とならなかったクリスマスパーティーに係る費用については、雇用主において法人税法上の**損金に算入することはできません**。

(注 2) FBT 年度中（毎年 4 月～翌年 3 月の 1 年間）における全ての接待飲食費（従業員または顧客等のいずれに提供されたかに関わらず）の 50%を課税対象額とする方法

※ 当ニュースレターの内容に関してアドバイスなど必要でしたら、お気軽にお問い合わせください。

以上

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

讃岐 修治（豪州公認会計士）

sh.sanuki@faircongrp.com

鳥居 裕司（日本国公認会計士/米国公認会計士/豪州・ニュージーランド国勅許会計士）

hi.torii@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/7ORNm--fGSc>



COMPASSの給与項目について

Ministry of Manpower (MOM) 2025 年 8 月に COMPASS における C1 給与の最新のベンチマークを発表しました。基本的には、ほぼ全ての業種において求められる給与額は上昇しています。最新のベンチマークは 2026 年 1 月 1 日以降の新規 EP 申請、もしくは 2026 年 7 月 1 日以降に有効期限を迎える EP の更新から適用されます。

業種	30 歳		45 歳以上	
	10 Point	20 Point	10 Point	20 Point
Accommodation	5,063	7,843	6,611	12,695
Administrative & Support	6,839	12,015	9,379	17,643
Air & Sea Transport	7,665	13,061	11,582	21,044
Arts, Entertainment & Recreation	6,049	9,410	9,296	15,550
Banking & Other Financial Services Activities n.e.c.	11,251	17,401	19,266	30,793
Construction	6,173	9,257	8,125	13,413
Education	6,812	9,117	10,434	14,267
Food & Beverage Services	4,829	7,524	6,089	11,243
Fund Management Activities & Activities Auxiliary to Financial Services	13,030	21,401	21,845	40,530
Health & Social Services	6,650	10,552	9,430	17,937
Info-communication Technology	8,971	13,959	13,326	22,917
Insurance, Reinsurance, Provident and Pension Funding	8,256	13,486	12,060	22,253
Land Transport & Logistics	5,693	9,878	7,776	16,857
Manufacturing	7,153	10,858	10,462	17,442
Media	6,715	11,313	9,699	17,891
Other Community, Social & Personal Services	5,328	8,592	7,118	13,396
Professional Services	8,010	13,772	11,941	22,737
Public Administration & Defence	8,636	12,271	12,895	19,408
Real Estate Services	6,695	12,135	8,730	18,387
Retail Trade	5,841	8,906	7,113	12,077
Utilities & Other Goods Producing Industries	7,631	11,883	11,322	18,370
Wholesale Trade	7,323	12,197	10,697	20,094

Fair Consulting Singapore Pte. Ltd.

8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three, Singapore

TEL : + 65 6338 3180

道中 泰雄（日本国公認会計士/公認内部監査人） ya.michinaka@faircongrp.com

伊藤 潤哉（日本国公認会計士） ju.ito@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/T3Jp3zIdM80>



タイ

【タイ】タイ労働保護法改正 — 12月7日より正式施行へ

10月号のニュースレターにて、タイ改正労働保護法が2025年内に発効する見込みである旨をご案内しましたが、同法が2025年11月7日付で官報に正式公布され、2025年12月7日より施行されることが確定しました。

本改正により、以下の休暇制度が新設・拡充されます。

- 産前産後休暇：98日→120日へ延長（うち60日は全額給与支給）
- 配偶者出産サポート休暇：15日（給与全額支給）新設
- 新生児医療ケア休暇：15日（給与50%以上支給）新設

これらの改正は2025年12月7日より適用されます。

12月以降の給与計算・社内規程の更新が必要になるため、該当企業は早めの準備が推奨されます。

[参考：労働省労働福祉保護局](#)

【タイ】BOI インセンティブ：グローバルミニマム課税対応

タイ投資委員会（BOI）は、2025年11月12日付の発表にて、2025年から施行されているOECD（経済協力開発機構）のグローバル・ミニマム課税（GMT：最低税率15%）への対応として、既存のBOI税制優遇（税免除・税額控除）は今後も継続する一方で、GMTの影響を受ける多国籍企業向けの新たな優遇措置として、Qualified Refundable Tax Credit（QRTC：適格還付税額控除）制度の導入準備を進めている旨を説明しています。

QRTCの対象となるのは、連結売上が7億5,000万ユーロ以上というOECD基準を満たす多国籍企業で、GMTによりトップアップ税が発生する可能性のある企業が想定されています。

この制度では、研究開発、人材育成、生産性向上、品質基準の高度化など、国の競争力向上に資する支出額を基に、QRTC が付与されます。付与された税額控除は、財務省が指定する複数の税目に充当することができ、GMT によって生じるトップアップ税の負担を相殺するとともに、企業のキャッシュフロー改善や継続的な投資を後押しする仕組みとなっています。

なお、QRTC は既存の BOI 税制優遇措置を置き換えるものではなく、GMT の対象企業・非対象企業のいずれであっても、従来どおり既存の BOI 優遇制度を引き続き利用することが可能です。そのうえで、GMT の対象企業については、必要に応じて QRTC を追加的な選択肢として活用できる仕組みとなっています。

[参考（BOI 公式発表）](#)

以上

Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.

18th Floor, 29 Bangkok Business Center, Soi Sukhumvit 63 (Ekkamai), Sukhumvit Road,
Klongton Nuae, Wattana, Bangkok, 10110 Thailand

Tel : + 66 2 726 9772

大谷 祐輔（日本国公認会計士）yu.otani@faircongrp.com

山本 有里子（コンサルタント）yu.yamamoto@faircongrp.com

中島 弘貴（日本国公認会計士）hi.nakajima@faircongrp.com



ニュージーランド

ニュージーランドの休暇制度について

1. ニュージーランドの休暇制度の概要

ニュージーランドでは、Holidays Act 2003 により、従業員に対して最低限の休暇の権利が定められています。主なものは次のとおりです。

- 年次有給休暇（Annual leave）
- 病気休暇（Sick leave）
- 忌引休暇（Bereavement leave）
- 祝日（Public holidays）

区分	法定最低付与	付与タイミング
年次有給休暇	4 週間/年 (繰越日数の制限なし)	同一雇用主の下で 12 か月の継続勤務後



病気休暇	10 日/年 (最大 20 日まで繰越可能) 従業員本人の病気や傷病だけでなく、配偶者・パートナー・子どもの看病にも利用できます。	以下の両方の要件を満たした時点 1. 同一雇用主の下で 6 か月の継続勤務 2. 平均週 10 時間以上かつ「毎週 1 時間以上」または「毎月 40 時間以上」
忌引休暇	近親者の死亡:3 日/回 近親者には以下を含みます: 子、孫、親、祖父母、配偶者、配偶者の親、兄弟姉妹 近親者以外の人の死亡:1 日/回 雇用主の裁量で、従業員との関係性等を踏まえ判断されます。 年間の上限日数は法律上定められていません。	以下の両方の要件を満たした時点 1. 同一雇用主の下で 6 か月の継続勤務 2. 平均週 10 時間以上かつ「毎週 1 時間以上」または「毎月 40 時間以上」
祝日	年間 12 日の祝日に対する有給 ① 元日:1 月 1 日 ② 元日の翌日:1 月 2 日 ③ ワイタンギ・デー:2 月 6 日 ④ グッドフライデー:日付は毎年変動(イースター直前の金曜日) ⑤ イースターマンデー:日付は毎年変動(イースター後の月曜日) ⑥ アンザック・デー:4 月 25 日 ⑦ 国王誕生日:6 月の第 1 月曜日 ⑧ マタリキ:マオリの新年を祝う祝日で、年ごとに日付が異なる(毎年 6 月~7 月頃。) ⑨ レイバー・デー:10 月の第 4 月曜日 ⑩ クリスマス:12 月 25 日 ⑪ ボクシング・デー:12 月 26 日 ⑫ 地域ごとの記念日 例: ・ オークランド:1 月の最終月曜日 ・ ウェリントン:1 月の第 3 月曜日 ・ カンタベリー:11 月の第 3 金曜日	その日が「本来の勤務日」に該当する場合



2. 退職時の年次有給の取扱い

従業員の退職時には以下の支払いが必要です。

1) 既に付与され、かつ未消化の年次有給

「退職時に休暇を取得した」ものとみなして、「通常週給（Ordinary Weekly Pay）」と「直近 12 か月の平均週給（Average Weekly Earnings）」のいずれか高い方で算定して支払います。

2) 12 か月未満勤務で権利未発生期間

「勤務期間中の総支給額（gross earnings）」の 8%を年次有給相当として支払います。

「勤務期間中の総支給額（gross earnings）」には以下を含みます。

- a) 通常給与ニュージーランドの休暇制度は日本と大きく異なる点が多く、特にホリデーペイ計算は複雑で誤りが生じやすいため、適切な運用と定期的な見直しが重要です。
- b) 残業代
- c) 手当
- d) インセンティブ
- e) 祝日の支払い
- f) 病気・忌引などの法定有給の支払い

ニュージーランドの休暇制度において、特に退職時の年次有給の取扱いは複雑で誤りが生じやすいため、適切な運用と定期的な見直しが重要です。

以上

Fair Consulting New Zealand Limited

Level 7, 50 Albert Street, Auckland Central, Auckland 1010, New Zealand

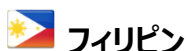
Web : <https://www.faircongrp.com/>

藤原 裕美（豪州公認会計士） hi.fujiwara@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/3zTNAi5q29s>





1. 石油製品に対する物品税還付手続きが刷新

フィリピン歳入庁（BIR: Bureau of Internal Revenue）は歳入覚書命令（RMO: Revenue Memorandum Order）第 38-2025 号を公表した。同命令は石油製品に対して支払われた物品税の還付請求に関する手続きを大幅に改正した。本改正は、従来の RMO 第 16-2024 号を見直し、より統合的かつ効率的な申請プロセスを確立することを目的としている。近年施行された TRAIN（Tax Reform for Acceleration and Inclusion）法（共和国法第 10963 号）、EOPT（Ease of Paying Taxes Act）法（共和国法第 11976 号）、CREATE MORE（Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises to Maximize Opportunities for Reinvigorating the Economy Act）法（共和国法第 12066 号）により、税法第 135 条の改正および第 135-A 条の新設が行われた。これに伴い、国際運送業者や免税対象機関への石油製品販売に関する物品税還付の申請手続きの見直しが急務となっていた。申請者は、税金または罰金の支払いから 2 年以内に、BIR Form 1914 と支払い証明書を添えて申請する必要がある。申請は RDO（Revenue District Office）または LTS: Large Taxpayers Service（LTAD: Large Taxpayers Audit Division / LTDO: Large Taxpayers District Office）に提出され、申請書類が完全に揃った日から 90 日以内に還付の可否が決定される。承認後の還付処理は、地域事務所・LTS とともに最大 15 日以内に完了することが求められている。申請に必要な書類は以下の通り：

- 申請書（BIR フォーム 1914）
- 会社秘書役の証明書
- SEC 登録証明書
- 監査済み財務諸表または帳簿
- 宣誓供述書（附属書 A-1）
- 物品税申告書（BIR フォーム 2200-P）+ 支払い証明
- 引取証明書、物品税非課税と記載された請求書
- 公式登録簿（CSV 形式および印刷版）
- 輸入関連書類（SAD: Single Administrative Document、SSDT: SAD-related shipping/summary documents、ATRIG: Authority to Release Imported Goods、請求書など）
- 外務省（DFA: Department of Foreign Affairs）、民間航空局（CAB: Civil Aeronautics Board）、国際海事機関（IMO: International Maritime Organization）、BOC（Bureau of Customs）などの証明書（免税購入者の種類に応じて）

なお、還付は物品税が顧客に転嫁されていない、または損金算入されていない場合に限られる。本命令は、2025 年 4 月 1 日以降に提出された還付請求に対して適用される。それ以前の申請は、従来の RMO 第 16-2024 号の規定に従って処理される。

2. 報告義務違反に対する罰則の明確化と新たな提出猶予制度

フィリピン経済区庁（PEZA: Philippine Economic Zone Authority）は、2025 年に入り、登録事業者（RBE: Registered Business Enterprise）に対する報告義務の遵守を強化するための新たな通達「Memorandum Circular No. 2025-058」を公表した。本通達は、2021 年から 2024 年にかけての報告義務の未提出または遅延提出に対する罰則の計算・課徴・支払い方法を明確にするとともに、2025 年以降の提出体制に新たなルールを導入するものである。PEZA は、2025 年 3 月 27 日付で発行された「Memorandum Order No. 2025-002（附属書 A）」を踏まえ、報告義務違反に対する罰則の運用を再確認している。これは、改正共和国法第 7916 号に基づく PEZA 規則 第 XXV 章 第 8 節に準拠しており、過去の違反に対する明確な対応方針を示すものである。主なポイントは以下の通り：

- 対象期間：2021 年～2024 年に提出が義務付けられていた報告書類
- 対象行為：報告書類の未提出または提出遅延
- 罰則の根拠：PEZA 規則 第 XXV 章 第 8 節
- 罰則内容：違反の程度に応じた罰金の計算方法と支払い手続きの明文化

通達では、2025 年 1 月以降に提出される報告書類について、所定の提出期限から追加で 7 営業日の猶予期間が設けられることが明記された。この猶予期間内に、ACMS（Automated Compliance Monitoring System）を通じて報告書類を提出すれば、遅延とは見なされない。

3. 10 月中に発表されている会計・税務等に関する主な内容

発行日	発行元	通達番号	内容
10 月 1 日	SSS	プレスリリース	フィリピン社会保障制度（SSS）は、新しい ID 兼デビットカード「MySSS カード」の発行を開始した。このカードは従来の UMID: Unified Multi-Purpose ID カードに代わるもので、年金、融資、給付などの SSS サービスへのアクセスがより便利になる。
10 月 2 日	PEZA	プレスリリース	フィリピン経済区庁（PEZA）は 2025 年 9 月に東京・埼玉での経済ミッションを成功裏に終え、日本企業との連携強化と CREATE MORE 法による新たな優遇策を通じて対日投資促進への姿勢を示した。

以上

FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen.Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL : +63 2 8832 5408

杉山 陽祐（米国公認会計士・米国税理士）yo.sugiyama@faircongrp.com

大久保 匠悟（日本公認会計士）sho.okubo@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/vB2uUlhhLDo&t>

<https://youtu.be/ZVgvi09neP0>

<https://youtu.be/JJ5eU-U6x3I>

★ ベトナム

ベトナム地域別最低賃金の改定（政令 293/2025/ND CP）

政令 293/2025/ND-CP が 2025 年 11 月 10 日に公布され、2026 年 1 月 1 日から施行されます。従来の政令 74/2024/ND-CP に代わる改定で、地域別最低賃金が平均 約 7.2% 引き上げられます。以下、具体的な改正および企業への影響について整理します。

1. 概要

2026 年 1 月 1 日よりベトナムの最低賃金が引き上げられる予定です。本改定は、物価上昇への対応、労働者保護および生活水準の向上、経済成長に応じた賃金調整を目的とする一方、企業にとってはコスト増加要因となり、幅広い分野に影響を及ぼします。

2. 改正後、地域別最低賃金

① 月額賃金の改正

地域区分	改定前（月額）	改定後（月額）	増額
地域 I	4,960,000 VND	5,310,000 VND	350,000 VND
地域 II	4,410,000 VND	4,730,000 VND	320,000 VND
地域 III	3,860,000 VND	4,140,000 VND	280,000 VND
地域 IV	3,450,000 VND	3,700,000 VND	250,000 VND

② 時給賃金の改正

地域区分	改定前（時給）	改定後（時給）
地域 I	23,800 VND	25,500 VND
地域 II	21,200 VND	22,700 VND
地域 III	18,600 VND	20,000 VND
地域 IV	16,600 VND	17,800 VND

なお、どの地域最低賃金が適用されるかは、企業の所在地／支店所在地・産業団地等の登録住所によります。
複数地域に拠点がある場合は、最も高い賃金を適用することが多いです。

2. 企業への影響

① 人件費の増加（給与・社会保険の二重上昇）

- 最低賃金の引き上げにより、基本給の見直しが必要となり、結果として企業負担の社会保険（SI・HI・UI）も上昇します。
- 最低賃金は加算給・残業代・夜勤手当・休日手当の算定基礎となるため、総額人件費が波及的に増加します。

② 社内の給与構造および等級制度への影響

- 最低賃金が賃金テーブルの下限を押し上げるため、等級制度全体の再調整が必要になるケースがあります。

③ 労働契約・社内規程のアップデートの必要性

- 給与規程、就業規則の改訂、契約更新・付属書の再締結が必要な場合があります。

④ コンプライアンスリスクの増加

- 最低賃金未満での支払いや社会保険の基礎額不足は、労働監査での是正指導や罰金対象となります（過年度の不足分を遡及指摘されるケースもあり）。

3. まとめ

今回の最低賃金引き上げは、企業にとって人件費増加や給与制度の見直しなど、幅広い影響を及ぼします。適切な給与とテーブルの調整、社会保険の再確認、規程整備を早期に行うことが重要です。影響範囲を正確に把握し、必要に応じて専門家の助言を受けることをお勧めいたします。

以上

Fair Consulting Vietnam Joint Stock Company

■ Hanoi Office

3F, Leadvisors Place, 41A Ly Thai To Str., Hoan Kiem Dist., Hanoi, Vietnam

TEL : + 84 24 3974 4839

大西 智之（日本国公認会計士）to.onishi@faircongrp.com

■ Ho Chi Minh Office

Unit 7, 8th Floor, Riverbank Place, 3C Ton Duc Thang St, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

TEL : + 84 28 3910 1480

葉山 暁彦（日本国公認会計士）ak.hayama@faircongrp.com

山本 はるか ha.yamamoto@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/zYl7wJYao7w>





マレーシア

SST 7 月改正に関する見直しについて

2025 年 7 月から施行されている、SST に関する改正について、10 月、11 月に一部見直しがされていますので、共有いたします。

1. 金融サービスにおけるサービス税免税の見直し

Service Tax Policy No.1/2025 (Amendment No.3)

マレーシア関税局（RMCD）は、金融サービスに係るサービス税（ST）免税の範囲を見直し、2025 年 7 月 1 日から段階的に適用を開始しています。特に手数料ベースの取扱い強化、および価格見直し不可契約（Non-reviewable Contracts）への特例適用がポイントとなります。

■ 主な見直し内容

改正ポイント	内容
一時的な免税措置	金融手数料等の多くが 2025 年 9 月 30 日まで免税 2025 年 10 月 1 日以降、手数料、コミッションまたは同様の支払いが課されるすべての金融サービスは ST の対象となる。
Non-reviewable Contracts の免税延長	2026 年 6 月 30 日まで免税 (ただし条件厳格化：契約日・金額固定・IRB 印等)
B2B 免税の明確化	課税対象金融サービスの提供に直接関連する場合に免税
政府関連取引の免税	連邦／州政府向けのサービスは免税維持 ※2025 年 7 月 1 日より前に課税対象だったサービスには免除は適用されない。
地方自治体向け取引の免税	地方自治体は、2025 年 7 月 1 日～9 月 30 日までサービス税の課税・納税を免除 ※2025 年 10 月 1 日以降に提供・取得されるサービスは課税対象
特殊取引の免税	イスラム金融手数料、政府保証証券関連手数料、再保険（医療・生命）など

2. レンタル／リースサービスに係るサービス税免税の見直し

Service Tax Policy No.2/2025 (Amendment No.2)

RMCD は、レンタル・リースサービス（Group K）に関するサービス税免税を大幅に見直し、政府関連取引、企業グループ間取引、価格改定不可契約等を中心に、免税範囲の拡大および適用条件の明確化が行われました。

■主な見直し内容

対象	取扱い	適用期間／条件
政府（連邦・州）	免税維持	2025/7/1～継続
地方自治体（PBT）	免税措置	2025/7/1～9/30
価格改定不可契約（Non-reviewable Contracts）	免税延長	2025/7/1～2026/6/30
小規模・マイクロ事業者（SME）	免税（MyPMK 登録要）	年商 RM1M 以下
グループ会社間取引	免税	Appendix A の条件に基づく
航空機・船舶のレンタル／リース	免税	ドローン除外、細則あり
新規に登録要件を満たした事業者	B2B 免税＋既納税還付申請可	～2025/8/31（還付申請は 2025/11/30 まで）

3. 建設工事サービスに係るサービス税免税の見直し

Service Tax Policy No.3/2025（Amendment No.1）

建設業（Service Tax Regulations 2018 : Group L）に対して、サービス税免税措置の拡大および適用条件の明確化が行われました。本改正は、政府関連の工事や住宅建設を中心に、免税範囲が広がる内容となっています。

■主な見直し内容

対象	取扱い	適用期間／条件
政府（連邦・州）	全て免税	常時
地方自治体（PBT）	全て免税	2025/7/1～9/30
Non-reviewable 契約（価格改定不可契約）	免税延長	2025/7/1～2026/6/30 （要 Appendix A 要件）
住宅建物の建設および混合開発プロジェクト内の住宅建物に関連する公共施設の建設はサービス税免除	免税	建設対象の区分・面積按分が必要 （Appendix B）
Design & Build 方式の相談（コンサル）サービスの B2B	免税	メイン契約者・コンサル共に SST 登録要（Appendix C）
新規 SST 登録が必要となった事業者	一時的 B2B 免税＋還付申請可	2025/7/1～8/31 提供分（還付申請は 2025/11/30 まで）

4. 教育サービスに係るサービス税免税の拡大

Service Tax Policy No.4/2025 (Amendment No.2)

RMCD は、教育サービス（Group M）に関するサービス税免税範囲を拡大し、授業料以外の関連費用についても免税対象を明確化しました。また、外交官やスポンサーによる教育費負担にも免税が適用されます。

■主な見直し内容

対象	内容	適用条件／備考
授業料以外の教育関連費用	幅広い料金が免税	Appendix A にて明記（例：教材・制服・交通・食事・宿泊・保証金 等）
外交官の子女・扶養家族	免税対象	外務省発行の確認レター要
全額スポンサーによる教育費	免税対象拡大	教育機関／企業／財団等が負担する場合

5. 民間医療関連サービスにおけるサービス税免税の見直し

Service Tax Policy No.5/2025 (Amendment No.2)

RMCD は、民間医療機関（Group I）に対するサービス税免税範囲を改正し、医師の診察料に関する免税明確化、および他サービスへの課税適用強化が行われました。

■主な見直し内容

対象	取扱い	留意事項
専門医による診察料	免税	診察料と治療費を 請求書で明確に区別する必要あり
医療機関が提供する宿泊・飲食等（Group A/B）	すべての提供サービスへ課税が必要	2025/7/1～課税 ※過去徴収分は返金なし
外国人労働者向け健康診断（例：FOMEMA）	免税	ただし、徴収済税額は RMCD へ納付義務あり
外交官・国際機関とその家族	免税	外務省発行レター提出が必須

6. MRO（整備・修理・オーバーホール）業務の免税措置

本改正は、航空・海事セクターが利用する MRO（Maintenance, Repair & Overhaul）サービスに対する サービス税（SST）免除の適用範囲をより明確化するものです。今回の改正では、特に外国企業向けの取扱いが 重要な変更点となっています。

■主な見直し内容：外国企業に関する要件の明確化

従来の規定では、「マレーシアで MRO サービスを受ける外国航空会社・船会社」と定義されていましたが、今回の改正により、次のように明確化されました：

- 対象は外国籍の航空機・船舶
- MRO 作業後にマレーシアを離れる（foreign going ship/aircraft）場合に限り免税適用

この改正により、外国企業がマレーシア国内で MRO を実施する場合、機材の出国が免税要件として必須となり、国内で運用され続けるケースは免税対象外となります。

7. その他、適宜細かい見直しがされていますので、詳細は下記 Customs の HP をご確認ください。

<https://mysst.customs.gov.my/TaxPolicy>

以上

以上 **Fair Consulting Malaysia Sdn. Bhd.**

Suite 2B-2-1, Level 2, Tower 2B, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5,
50470 Kuala Lumpur, Malaysia

TEL : + 60 3 2742 7790

松本 健太郎（日本国公認会計士）ke.matsumoto@faircongrp.com

池田 莉菜（日本国公認会計士）ri.ikeda@faircongrp.com

石井 大輔（日本国公認会計士）da.ishii@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/TZpeg-G9QkY>

<https://youtu.be/5aIfxofcfrU>

【本ニュースレターおよび、弊社サービス全般に関するお問い合わせ先】

株式会社フェアコンサルティング <https://www.faircongrp.com/>

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863

Global RM 部 grm@faircongrp.com

YouTube チャンネルでも、情報発信しています。チャンネル登録もお願いいたします。

<https://www.youtube.com/c/FairConsultingGroup>



【2025 年度版】フェアコンサルティングのご紹介【日本発の会計事務所系
グローバルコンサル】

<https://youtu.be/Howt0CMVSxY>



【今、東南アジアで起きていること】生活費の上昇と外国人採用規制について

<https://youtu.be/mgxNoQW8opY>



【今、オセアニア地域で起きていること】現地の物価は？ 人件費は？

https://youtu.be/I6IV__ltokE

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。